

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月10日
【会社名】	株式会社スリー・ディー・マトリックス
【英訳名】	3-D Matrix,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目2番4号
【電話番号】	03-3511-3440
【事務連絡者氏名】	取締役 新井 友行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目2番4号
【電話番号】	03-3511-3440
【事務連絡者氏名】	取締役 新井 友行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 150,388,800円 (注)1. 本募集は平成25年7月25日開催の当社第9回定時株主総会の決議及び平成26年2月17日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの目的で新株予約権を発行するためのものです。 2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものいたします。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年3月6日付をもって提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」に訂正がございましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

表紙

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

###### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

##### 2 新規発行による手取金の使途

###### (1) 新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 【表紙】

## （訂正前）

【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	0円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 <u>150,358,400円</u>	

## （訂正後）

【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	0円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 <u>150,388,800円</u>	

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## （2）【新株予約権の内容等】

## 新株予約権の行使時の払込金額の欄

## （訂正前）

新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。 1株当たりの行使価額は、 <u>4,946円</u> とする。 なお、（注）2の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	--

## （訂正後）

新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。 1株当たりの行使価額は、 <u>4,947円</u> とする。 なお、（注）2の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	--

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

## （訂正前）

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<u>金150,358,400円</u> （注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

## （訂正後）

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<u>金150,388,800円</u> （注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

## 2【新規発行による手取金の使途】

## （1）【新規発行による手取金の額】

## （訂正前）

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
150,358,400	1,200,000	149,158,400

- (注) 1. 「払込金額の総額」は新株予約権の行使による払込金額の総額であります。
2. 「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取額概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
150,388,800	1,200,000	149,188,800

- (注) 1. 「払込金額の総額」は新株予約権の行使による払込金額の総額であります。
2. 「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取額概算額は減少いたします。